

国土形成計画法関係政令の整備等について

1. 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

改正法を 12 月 22 日（木）に施行する。

2. 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

（1）国土審議会令の一部改正

- ・ 国土利用計画に関する審議を土地政策分科会から本審議会に移行
→ 全国計画は、国土利用計画と一体のものとして定めるとされたことに伴い、本審議会で両者を一体審議するため
- ・ 首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会の 7 分科会を廃止
→ 東北以下 5 つの地方開発分科会の廃止は、各地方開発促進法の廃止に伴うもの

（2）その他関係政令の規定の整備

国土形成計画法の政令事項である、

広域地方計画区域の設定（広域地方計画を定める単位となるブロック分け）

広域地方計画協議会の構成（協議会の構成員となる国の地方行政機関等を定める）

は、圏域部会の審議を経て圏域が設定される段階で制定

3．国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）の改正について

2．の政令改正により、首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会のほか、東北など5つの地方開発分科会が廃止されることに伴い、関係規定を形式的に整理。

4．計画部会設置要綱（平成17年9月7日国土審議会決定）の改正について

2．の政令改正により、国土利用計画に関する事項が土地政策分科会の所掌事務から本審議会の事務となることに伴い、計画部会の任務に、全国の区域について定める国土利用計画に関する事項を追加。

5．国土審議会首都圏整備部会等の設置について

2．の政令改正により、首都圏整備分科会及び近畿圏・中部圏整備分科会が廃止されることから、三大都市圏に係る課題について、圏域別に専門的な調査検討を行うため、新たに首都圏整備部会、近畿圏整備部会及び中部圏整備部会を設置。